

国際協力機構が実施する円借款における貸付条件と実施体制の見直しに関する質問主意書

提出者 櫻井 周

国際協力機構が実施する円借款における貸付条件と実施体制の見直しに関する質問主意書

我が国は、ミャンマーにとっての最大の支援国として同国の民主化プロセスを支援してきたが、本年二月一日に発生したミャンマー国軍による軍事クーデターは、民主化への努力と期待を踏みにじるものである。政府開発援助による民主化支援は、極めて重要な取り組みであるが、一方でこのような反動のリスクがある。このようリスクに的確に対処しつつ、民主化支援を推進するために、以下、質問する。

一 世界銀行とアジア開発銀行は、軍事クーデターの発生後に速やかに貸付実行を一旦停止している。我が国の円借款事業についても、ミャンマーで発生した軍事クーデターのような政変が起きて、当初の援助の目的が損なわれた場合には、円借款など政府開発援助による支援事業は一旦停止できる条項と、既に貸し付けた資金の即時繰り上げ返済を要求するような条項を、予め貸付契約等に盛り込んでおくべきと考えるが、政府の見解如何。

二 ミャンマーの軍事クーデターの後、アメリカがミャンマー軍関係企業のMEC（ミャンマー経済公社）に対して経済制裁を発動したが、MECは円借款事業のサブコントラクターになっていたことが後になって明らかになった。軍関係企業が円借款事業によって利益を得ることは、民主化支援という目的を踏まえ

れば不適切である。下請けを含めて軍関係企業を調達先から排除する仕組みが必要と考えるところ、円借款の調達ガイドラインなどによってサブコントラクターなど調達内容全般をチェックできる手続きを整備すべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。